

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第三部 労働政策

V ILO

1 総会と主要な会議

1 第七〇回国際労働総会

総会の概要

第七〇回国際労働総会は、八四年六月六日から二六日までジュネーブのパレナシオンにおいて開かれ、一五一の加盟国中、日本をはじめ一三九カ国から政労使三者の代表、顧問一八五〇人が出席した。日本からは、ビジティング・ミニスターとしての関労働事務次官のほか四二人の三者構成代表団が出席した。総会の議題はつぎの八つであった。(1)理事会と事務局長の報告、(2)事業計画・予算案その他の財政問題、(3)条約・勧告の適用にかんする情報と報告、(4)雇用政策、(5)職業衛生機関、(6)賃金・労働時間統計条約改正、(7)PIACT(国際労働条件・作業環境改善計画)の評価、(8)ILOの機構。このほか総会には、八一年に更新された「南アフリカのアパルトヘイトに関する宣言」の適用にかんする事務局長の特別報告と、理事会の差別待遇委員会の報告が提出された。

総会はこれらの議題を審議して、雇用政策に関する勧告(第一六九号)を採択したほか、注目の理事改選をおこない、日本は政労使三者とも正理事の席を得た(政府は常任理事)。また議題外決議としては、生産性と最貧国対策の二つの決議が採択された。

国際労働基準の重要性をとりあげた事務局長報告をめぐる一般討議(いわゆる代表演説)には二五〇人の代表・顧問が参加し、そのうち一〇七人は労働関係閣僚だった。ビジティング・ミニスターとして出席した関労働事務次官と田中労働者代表(同盟書記長)は六月一日、吉野使用者代表(日経連常任理事)は二一日の本会議でそれぞれの立場から代表演説をおこない、問題点の指摘と今後のILO活動にかんする提案をおこなった。ブランシャール事務局長は、二六日の本会議で代表演説にたいする回答をおこない、ILOの基準設定活動の重要性、条約の普遍性、基準適用と三者協議、基準と技術協力などに言及した。

雇用政策勧告

「雇用政策に関する勧告」は、賛成三七四、反対一、棄権三四で採択され、日本は政府と労働者が賛成、使用者は棄権した。この勧告は、生産的で選択自由の完全雇用の促進を国内の経済政策、社会政策の優先事項とすることを求め、つぎのように規定している。全国的な政策と計画は労使団体と協力して策定し、実施すべきであり、すべての労働者の機会均等と均等待遇の確保を目的とする。かかる政策の実施には、雇用の促進と保護、産業再編の経済的・社会的影響、労働時間の再編成と短縮、などにかんする団体交渉がふくまれる。

多国籍企業の投資については、マイナス効果をもつものを回避し、良い効果をもつものを奨励する

ため有効な措置をとるべきである。女子、若年者、障害者、高齢者など不利な立場にある者の雇用については、教育、訓練、カウンセリング、リハビリテーションなど特別の配慮が必要である。

## PIACT

六七年に開始したPIACTの成果を評価し、今後の方向を定めるための一般討議がおこなわれ、労働条件、作業環境、労働者の福祉の向上はILOの重要任務であって、社会正義を促進し、経済社会政策を成功させるため不可欠の要素であることが再確認された。

## 理事改選

三年ごとの理事改選がおこなわれ、日本は常任理事国としての政府のほか、使用者理事吉野衡、労働者理事田中良一の両氏がそれぞれ正理事に当選、八七年まで三年間の任期をつとめることになった。

理事会はILOの執行機関で、政府二八、労使各一四、計五六人の理事で構成され、最高議決機関である総会の決定の実施、事務局の監督などをおこなうため、ふつう年三回(二～三月、五～六月、一～一月)会合する。政府理事二八のうち一〇はいわゆる常任理事(ブラジル、中国、フランス、西ドイツ、インド、イタリア、日本、ソ連、イギリス、アメリカ)で選挙に関係なく、残りの一八の政府理事と労使各一四の理事は三年ごとに選出される。政府理事はそれぞれの国を代表して発言するが、労使の理事は総会で彼らを選出した労使の各グループを代表している。

## 機構改革

懸案の機構改革は第七〇回総会でも全体の合意は得られず、つぎの第七一回総会(八五年六月)までに具体的な憲章改正案(事務局長任命方法、総会の定足数、憲章改正手続き、理事増員など)を作成、それを総会に提出することになった。

## 人勸・仲裁問題

総会は、日本の人事院勧告、仲裁裁定につき、次期総会までには前向きな措置がとられ、政労対話の継続で懸案事項が早急に解決されるよう希望を表明した条約勧告適用委員会(総会委員会)報告を採択した。これは、事前に提出されていた条約勧告適用専門家委員会の報告をもとにして、政労使三者が討議した経過をまとめたものである。

専門家委員会の報告は、日本の批准した八七号(結社の自由と団結権保護)、九八号(団結権・団交権)の両条約との関連で国内の状況を検討したのち、スト権禁止の代償措置としての人事院勧告、仲裁裁定の重要性をあらためて確認し、公務労働者の基本権制限をつづけるならば、賃金、労働条件の決定手続きと制度を再検討するよう望んでいた。

総会委員会では、まず日本政府が財政事情による人事院勧告の凍結(八二年)、減額(八三年)の状況を説明したのち、八四年四月四日の政労会談で政府は人勸制度を尊重し、八四年勧告の完全実施をめざし誠意をもって行動する旨明らかにしたと発言した。これにたいして日本の労働者側が反論し、専門家委員会は公務の賃金および労働条件決定手続きの見直しを望んでおり、組合としては政府がこれにつき前向きにとりくむよう求めた。

労働者側はまた、スト権禁止の代償措置としての人事院勧告実施の問題は、長いあいだ話し合われてきたものだが未解決なので、政府はあらゆる手段を講ずべきであり、必要とあらば「ダイレクト・コンタクト」(直接接触)を利用したらどうかと述べた。政府側はこれにたいして、国内の関係当事者

間で対話が進行中であるから「ダイレクト・コンタクト」の必要はないと答えた。

こうした議論ののち総会委員会は、政府と労働組合との対話が継続され、きわめて近い将来、専門家委員会の示す線にそって懸案事項が解決されるようにと、希望を表明した。その後、労働者側委員は、翌年までに改善がみられなければほかの方法に訴えると述べたが、これは「ダイレクト・コンタクト」を示唆したものとみられた。

## 国際労働基準

第七〇回総会に提出された事務局長報告は、ILOのもっとも伝統的な活動分野である国際労働基準の問題を主要テーマとして、大要つぎのように述べ、これをめぐって代表演説がおこなわれた。

国際労働基準の設定はILO誕生の背景となったもので、今日でも重要活動の一つであり、これまで三〇〇をこえる条約、勧告を採択、加盟国の条約批准は五〇〇〇をこえた。これらの基準の順守を確保するための監視機構も機能を果たしており、基準設定とその監視があいまって社会的諸条件の改善や男女労働者の保護に役立ってきた。調査研究、技術協力その他のILO活動は、ILO基準に定める原則と方針をもとにしておこなわれ、基準の履行促進にも役立っており相互補完的である。

基準設定活動はILOの重要任務の一つであって、この活動は中断を許されない。しかし、いまや条約、勧告の内容が変化しつつある事態に的確に対応しうるかどうか、世界の男女労働者の生活向上という目的を達成しうるかどうかなど、議論に値する問題もでてきている。

人間のつくった機関や制度はすべて、安定と変化のはざまにあって妥当な均衡を求めなければならない。したがって、基準設定の今後の方向を議論するさいには、新しい概念やアプローチを要する部分が多いものの、自由にして正当な社会秩序を確立し、維持するため、基本的に重要な基準を必要とする領域のあることを認識すべきである。批准数の多い条約がまさにそれであり、ILOの主要な審議の場で、それが今後とも普遍的な有効性をもつことが、再三再四確認されてきた。これらの基準の順守を促進することは、今後ともILOの優先事項でなければならない。

ILOはまた、加盟国が条約、勧告を実施するうえで必要な援助の方法をひきつづき探求しなければならない。ILOはつねに、各種の監視機構の運営方法や加盟国の対応を早める方法について、慎重な態度をとるべきである。監視業務の特色は、十分かつ率直な対話であって、その評価は客観的かつ大胆なものでなければならない。ILO加盟国としての義務、そして条約批准による義務は、厳粛な誓約として保持されるべきである。

総会では、ILOの基準設定にかんする建設的発展を求める討論がおこなわれることになるが、とりわけつぎのような問題にかんするILOの今後の方向を決定するものであることが望ましい。

### ——国際労働基準の採択、改正、統合および履行のための一般的アプローチ

——できるだけ全加盟国の意向をとりいれて主題の選定や内容を定め、社会進歩という目的と経済的必要性のバランスが確保できるようにするため、条約、勧告の採択にかんする手続きを改善すること

——ILO基準につき承認した義務の順守を監視するさいの原則、各種の監視機構の法的特色とその効果を明らかにすること

——監視機構の見解を当該国が認めない場合の解決策

——条約、勧告の作成への加盟国の積極的参加と履行促進のために加盟を援助する方策

——国際諸機関の基準設定業務を統合するための措置

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---